

函館工業高等専門学校学外研究施設要項

平成28年10月17日

函高専達第 59 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)研究推進室(以下「推進室」という。)要項(令和 5 年 3 月 24 日制定)第 5 条の 2 第 2 項の規定に基づき、学外研究施設の運営及び組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 学外研究施設は、本校における地域研究及び共同研究等に資することを目的とする。

(施設)

第 3 条 学外研究施設として、別表の施設を置く。

(管理運営等)

第 4 条 学外研究施設の管理運営責任者は、推進室長とする。

2 学外研究施設の管理運営に関することは、推進室において行う。

(使用の範囲)

第 5 条 学外研究施設は、次の用途に使用するものとする。

- 一 地域の課題解決型研究
- 二 地域企業等との共同研究
- 三 学生の課題解決型学習
- 四 産学官連携活動
- 五 その他の教育研究活動
- 六 その他校長が必要と認めたもの

(使用者)

第 6 条 学外研究施設を使用することができる者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 本校の教職員
- 二 本校の学生（但し、研究指導教員等が帯同する場合に限る。）
- 三 本校の教職員との共同研究者
- 四 本校が行う産学官連携活動の関係者
- 五 その他管理運営責任者が適当と認めた者

(遵守事項)

第 7 条 使用者は、次の各号を遵守するものとする。

- 一 使用目的以外の用途に使用しないこと。
 - 二 整理整頓及び施設設備等の保全に努めること。
 - 三 学外研究施設が設置されている施設の定めに従うこと。
- 2 使用者が、故意又は過失により施設、設備等を損傷又は滅失させたときは、これを賠償しなければならない。

(庶務)

第 8 条 学外研究施設に関する事務は，総務課において処理する。

附 則

この要項は，平成 28 年 10 月 17 日から施行し，平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 4 月 10 日函高専達第 11 号)

この要項は，平成 29 年 4 月 10 日から施行し，平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

名 称	設 置 場 所
函館工業高等専門学校 海洋工学ラボ	北海道函館市弁天町 20 番 5 号 函館市国際水産・海洋総合研究センター
函館高専醸造ラボ	北海道函館市亀尾町 28 番 1 号